

渋谷区みどりの確保に関する条例施行規則

昭和五三年四月一日 規則第三〇号

(趣旨)

第一条 この規則は、渋谷区みどりの確保に関する条例(昭和五十三年渋谷区条例第二十号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正：一一年三四号・一三年四九号)

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定基準)

第三条 条例第八条第一項に規定する規則で定める基準は、別表上欄に掲げるとおりとする。

(指定手続)

第四条 所有者等は、条例第八条第一項の規定により、指定についての同意をするときは、保存樹木等指定同意書(別記第一号様式)を区長に提出するものとする。

2 条例第八条第二項の規定による指定の通知は、保存樹木等指定通知書(別記第二号様式)によるものとする。

(標識)

第五条 条例第九条の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。

(一部改正：一一年三四号)

- 一 保存樹木等である旨
- 二 樹種及び樹木等の規模
- 三 指定年月日及び指定番号
- 四 その他必要と認める事項

(届出)

第六条 条例第十一条の規定による届出は、保存樹木等異動届(別記第三号様式)によるものとする。

(指定解除の手続)

第七条 所有者等は、条例第十二条第一項第二号の規定により指定解除の申請をするときは、保存樹木等指定解除申請書(別記第四号様式)を区長に提出しなければならない。

2 条例第十二条第二項の規定による指定解除の通知は、保存樹木等指定解除通知書(別記第五号様式)によるものとする。

(台帳)

第八条 条例第十三条の規定により作成する台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (二)改正：一一年三四号
- 一 所有者の住所及び氏名
- (二)改正：三年三九号
- 二 管理者の住所及び氏名
- (二)改正：三年三九号
- 三 樹木等の所在地
- 四 指定年月日及び指定番号
- 五 樹木にあつては、樹種及び規模
- 六 樹林にあつては、主な樹種及び面積
- 七 その他必要と認める事項

(経費の補助)

第九条 条例第十四条に規定する規則で定める経費補助の基準は、一所有者等につき、毎会計年度十五万円を超えない範囲で、別表上欄に掲げる保存樹木等の基準に応じ、それぞれ下欄に定めるとおりとする。

(二)改正：五八年一六号・六三年二二号)

- 2 所有者等は、前項の経費の補助を受けようとするときは、保存樹木等補助交付申請書(別記第六号様式)を区長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合における所有者等は、申請書を提出する日の属する年度において、六箇月以上継続して条例第十条に規定する保存義務を履行している者でなければならない。

(緑化計画の基準)

第十条 条例第十八条第一項に規定する基準は、次のとおりとする。

(本条追加：一三年四九号)

- 一 敷地の緑化は、敷地面積から建築面積を控除して得た面積の十分の二以上の敷地面積について行うものとする。
- 二 建築物の緑化は、建築面積の十分の二以上の面積に相当する建築物の屋上面積について行うものとする。
- 三 建築物の緑化は、固定式植栽基盤に限るものとし、生育に必要な土壌の厚さを確保し、給排水、風対策に適切に配慮するものとする。この場合において、地被植物の植栽を緑化とみなすことができるものとする。
- 四 建築物の緑化は、屋上の緑化を原則とし、やむを得ない場合は壁面及びベランダ部分の緑化をもつてこれに代えることができるものとする。
- 五 植栽の配置は、接道部に重点を置くものとする。
- 六 植栽面積の算定基準は、別に区長が定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別の理由があると認めるときは、別に基準を定めることができる。

(緑化計画の届出等)

第十一条 条例第十八条第一項に規定する計画の届出は、緑化計画書(別記第七号様式)によるものとする。

(本条追加：一三年四九号)

2 条例第十八条第二項に規定する完了の報告は、緑化完了書(別記第八号様式)によるものとする。

附則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則(昭和五八年規則第一六号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則(昭和五九年規則第四四号)

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則(昭和六三年規則第二二号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則(平成三年規則第三九号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附則(平成一一年規則第三四号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附則(平成一三年規則第四九号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

別表(第三条、第九条関係)

(一部改正：五八年一六号・六三年二二号・三年三九号・一一年三四号)

保存樹木等の指定及び補助の基準

| 樹 木 | | 保存樹木等の基準 | 補助の基準 | |
|--|------------------------|--|---------|-----|
| | | | 基 準 | 補助額 |
| 地上1・五メートルの高さ(目通り)における幹の周囲が一・二メートル以上の樹木 | 株立ちした樹木で、高さが三メートル以上のもの | 一本につき | 一〇、〇〇〇円 | |
| | | 二本以上の場合、一本増すことに | 八、〇〇〇円 | |
| つる性の樹木で、枝葉の面積が三十平方メートル以上のもの | | 一本につき | 九、〇〇〇円 | |
| | | 二本以上の場合、一本増すことに | 五、〇〇〇円 | |
| つる性の樹木で、枝葉の面積が三十平方メートル以上のもの | | 枝葉の面積が五十平方メートル未満のもの | 一〇、〇〇〇円 | |
| | | 枝葉の面積が五十平方メートル以上のものについては、二十平方メートル増すことに | 八、〇〇〇円 | |

| 樹 林 | |
|---|--|
| <p>樹木が集団となつてい る土地の面積が三百 平方メートル以上の もの</p> | <p>並木状に列植された 樹木で、延長が三十 メートル以上あり、 かつ、樹高が四メ ートル以上のもの</p> |
| <p>面積が五百平方メ ートル未満のもの 面積が五百平方メ ートル以上千平方メ ートル未満のもの 面積が千平方メー トル以上のもの</p> | <p>延長が三十五メー トル未満のもの 延長が三十五メー トル以上のものにつ いては、五メートル増 すごとに</p> |
| <p>五〇、〇〇〇円 七五、〇〇〇円 一〇〇、〇〇〇円</p> | <p>四五、〇〇〇円 八、〇〇〇円</p> |